

# 社会福祉法人安納双葉福社会 役員退職慰労金規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安納双葉福社会の役員が退任（死亡を含む）したとき、当該役員又は遺族に対して支給する退職慰労金について定めるものである。

## (役員および対象者)

第2条 当規程において、役員とは当法人の理事及び監事をいう。

## (支給の決定)

第3条 役員に支給する退職慰労金の額は、この規程によって計算すべき旨の評議委員会決議に基づいて、理事会が決定した金額とする。

## (職員兼務役員の取り扱い)

第4条 この規程によって支給する退職慰労金には、職員兼務役員に使用人として支給すべき退職金は含めないものとする。

## (算定基準)

第5条 退職慰労金は、次の方法によって算定する。但し、算定額に万円未満の端数がある場合は、万円単位に切り上げる。

退任時算定基礎月額×役員在任年数

退任時役位	算定基礎月額
理事長	20,000
理事及び監事	10,000

## (役員在任年数)

第6条 役員在任年数は1か年を単位とし、1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げて計算する。

## (在任年数の特例)

第7条 役員が在任中に死亡し又はやむを得ない事由によって退任したときは、残存期間を在任年数に加算することができるものとする。

(非常勤期間)

第8条 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除外する。  
ただし、理事会で承認したときはこれを算入するものとする。

(退任時役員別倍特別加算)

第9条 理事会は、退任役員のうち在任中に特に功労のあった者に対し、加算することができる。

(不支給・特別減額)

第10条 理事会は、退任役員のうちで在任中に法人に対して背任行為の行った者、又は特に重大な損害を与えた者に対し、第5条により算定した額を不支給もしくは減額することができるものとする。

(支給時期・方法)

第11条 退職慰労金は、評議員会の決議後2か月以内にその全額を支給する。  
2 法人は、社会・経済情勢又は法人の業績等により、当該役員と協議の上で、支給時期・分割支給回数・支給方法等を別に定めることができるものとする。

(退職慰労金からの控除)

第12条 法人は、退職慰労金の支給に際し法令に基づく源泉税及び法人に対して負うべき債務の全額を控除するものとする。

(雑則)

第13条 理事又は監事を退任したときは、その都度退職慰労金を支給する。  
2 理事を退任して監事に就任したとき、又は監事を退任して理事に就任したときは任期の通算をしないものとする。

(改廃)

第14条 本規程の全部又は一部を改廃する場合は、評議員会の決議を要するものとする。

(施行)

第15条 本規程は、令和3年4月1日より施行する。